

「人間開発報告書」

参考文献：国連開発計画=UNDP, (2005). 『人間開発報告書 2005』国際協力出版会.

I. 要約①(第 1 章～第 3 章)

第 1 章 人間開発の現況

15 年前に初めて出版された『人間開発報告書』では、その後の 10 年の飛躍的な前進に期待を寄せていた。事実、本報告書が出版されて以来、多くのことが達成されてきた。全体的には途上国の人々は以前に比べ健康的になり、よい教育を受け、また、貧困状況は緩和され、さらに、複数政党制の民主主義のもとで暮らせるようになってきている。しかしながら、世界経済がますます繁栄する中であって、毎年 1070 万人の子どもたちが 5 歳の誕生日を迎えずに死亡し、10 億を超える人々が極度の貧困状態にあって、1 日 1 ドル未満でなんとか生き延びているのもまた事実なのである。

グローバルな統合によって、人や国の距離が急速に縮まっているのだが、人間開発においては、所得と生涯における機会の不平等が深く、時にはより拡大しつつ国家間の格差を際立たせている。世界の最も富裕な 500 人は、最も貧しい 4 億 1600 万人の所得を合わせたよりも多くの所得を得ている。また、今日、ザンビアで生活している人は、1840 年に英国のイングランドで生を受けた人に比べて 30 歳まで生存する確率が低く、国家間の所得と平均寿命の格差はいっそう拡大しつつある。このような世界の極端な不平等からわかるように、最富裕層から最貧困層へのほんのわずかな所得を再分配するだけでも、貧困削減に大きな貢献ができることは明らかである。さらなる平等を目指すことが、貧困削減や『ミレニアム開発目標 (MDGs)』達成へ向けた進展のための大きな触媒となるのである。

現在の傾向が続いてしまえば、MDGs の主要な目標と成果との間に大きなギャップが生じてしまう。避けられるはずの死、学校に通えない子どもたち、失われた貧困削減の機会という損失が現れている。このような不平等は予測可能であり、回避可能である。MDGs を達成するためには、各国政府が従来へのやり方を捨て、行動を劇的に加速させ、拡大させることが要求される。

第 2 章 不平等と人間開発

第 1 章で述べたように、極度の不平等への取り組みに失敗したことが、MDGs 達成に向かうブレーキとして働いている。よって極端な不平等を生み出し永続化させている構造的な力を克服することは、極度の貧困を克服し、社会の福祉を向上させ、MDGs の目標達成への進展を加速させる最も効果的な道の一つである。

MDGs は、基本的人権への公約に根ざした国際的な目的に合致した極めて重要な声明である。これらの人権、つまり教育、ジェンダー平等、乳幼児期の生存、人間らしい生活への権利は、もともと普遍的なものであり、このことが、MDGs 達成への進展が、家計所得、ジェンダーまたは住んでいる場所に関係なく、全ての人々にもたらされなくてはならない理由である。これらの権利の病理は、市場に基づく発展や政治的安定にとって悪影響を及ぼし、また MDGs の障害ともなる。

第3章 21世紀の援助

国際援助は貧困との闘いにおける最も効果的な武器の1つである。しかし、今日、この武器は十分に活用されておらず、改善を必要としている。効果的な援助を行うには3つの条件がある。人間開発の急成長を支援するのに十分な量の援助を行うこと、援助が予測可能で取り扱い費用が安く援助額に見合う価値のある援助であること、途上国が援助によって最善の結果がもたらされ得る条件を整えることの3つである。援助の量の増加と質の改善について前進が見られる一方で、この3つの条件は、未だに1つも満たされていない。富裕国は、援助の必要性を公に認めながらも、これまでのところ行動はその言葉と一致していない。

開発援助には、それぞれの側に責任と義務がある。途上国には、援助が最善の成果をもたらし得る環境を整える責任があり、富裕国は公約に基づき行動する義務がある。しかし、その責任と義務の不均衡は依然として存在している。被援助国には、MDGs 達成に向けた目標を設定し、国際通貨基金（IMF）から年4回の監視を受けることになっている予算目標を達成し、援助国から課された途方に暮れるような数々の条件を満たした上に、取り扱い費用を増やし、援助額の実質的価値を下げってしまう援助国のやり方に応じることが求められている。その一方で、援助国側は自らに目標設定を課しておらず、その代わりに、援助の量・質に関するおおまかであいまいな公約をしている。実際のところ、開発援助は一方通行である。援助国は公約を尊重し、次にそれに基づいて行動しなければならない。開発援助に必要なのは、被援助国だけでなく、援助国側も行動する、本当の意味の「新たな開発援助」である。

Ⅱ. 要約②(第4章～第5章)

第4章では人間開発の促進やMDGs達成への触媒として貿易が強力な推進力となる可能性を指摘するとともに、貿易ルールの構造的な歪みや富裕国の貿易政策によりその可能性の芽が摘み取られ、途上国が貧困や不平等から抜け出す道を閉ざされていると論じている。

現在、貿易は貧困の解消にほとんど機能していない。富裕国は関税や補助金によって自国の産業を手厚く保護する一方で、途上国には「自由貿易」の名の下に市場の開放を迫っている。特に農業市場においては、米国やEUなどの農業輸出側の国家が豊かな大規模農家に補助金を集中して過剰生産させ、剰余分に輸出補助金を給付することでダンピング(不当販売)を引き起こし、途上国の農業従事者から生活手段を奪っている。

- ・ アメリカが国内の綿花農家に支払う補助金(30億ドル)
⇒綿花の国際市場価格を4分の1押し下げ
⇒西アフリカ・ベニンの綿花農家25万人が貧困線以下の生活に
- ・ 先進国の農業補助金(年間10億ドル)＝先進国がODAで途上国に送る金額の6倍

また、WTOの諸ルールはより途上国の現状を考慮したものに改められる必要がある、と報告書は指摘する。そのためにはドーハ・ラウンドが果たすべき役割は大きいだが、現状では効果的な妥結に結びついていない。ルールの進歩では取り除けない諸問題は、途上国のインフラの未整備や供給能力の欠如というより根深いところに起因している。これらの解消には富裕国による健全な被援助国本位の援助への見直しとともに、民間セクターの役割の見直しも必要である。

第5章では、紛争が人間開発に与える影響の大きさを述べるとともに、紛争の連鎖を断ち切るための富裕国の援助などの取り組みの見直しや、国際的な連帯、適切な武器管理による安全保障体制の確立が必要であると指摘している。

富裕国は現在、テロリズムや組織犯罪などグローバルな安全保障の危険に対処する必要に迫られ、熱心に取り組んでいる。しかし一方で、途上国の安全保障への寄与は十分ではない。援助の面では、これからはドナーの側にもより政策的な長期的なビジョンに基づく透明な援助への改革が求められている。またキンバリー・プロセスのような規制によって、富裕国の資金が途上国の紛争に使われる可能性を排除しなくてはならない。

小型武器の流通は途上国の社会に深刻な悪影響を及ぼしており、武器輸出国には自制と適切な武器貿易の管理・監視が求められる。援助国である富裕国の多くは武器輸出国でもあり、援助した金額以上のお金を武器輸出によって得るという自己矛盾を抱え込んでいるアメリカ・イギリス・フランスなどの国家も存在している。

富裕国はより一層のグローバルな安全保障への寄与が求められる。紛争頻発地域への重点的な支援や、紛争に迅速に、また長期的に対処するための基金の設立への参加も必要である。

Ⅲ. 引用

人間開発の観点からいうと、貿易は開発の手段であり、貿易そのものが目的ではない。貿易の伸び、GNI に占める貿易の割合、および貿易自由化に関する指標は、人間開発の状況を示す代用指標にはならない。しかし残念なことに、これらの指標が人間開発を表す指標であるかのように扱われることが増えている。貿易への参加は、生活水準を向上させる真の機会を提供するものではない。(p. 23)

農業はとくに関心の高い分野である。1日1ドル未満で生活する人の3分の2が農村地域で生活や就労をしている。そのため、彼らが生計を得ている市場、生活手段、そして貧困からの脱出の見通しさえも、農産品取引を管理している貿易規制の影響を直接受けやすい。(p. 24)

貿易は人間開発の効果的な推進力となりえるが、その拡大は必ずしも効果を発揮するとは限らない。ドイモイ(刷新)政策によってインフレを解消し工業化が進むなど市場開放が経済成長に結びついたベトナムのような国がある一方で、NAFTAの締結によって主要農産物の価格が下落し、多くの小規模農家の生活の逼迫や限界的な農地耕作による環境破壊を引き起こしたメキシコのような国も存在する。途上国には特別なセーフガードや漸進的な関税削減を認め、公平の観点から自国の産業を優遇せず、小規模農民が競争力を持てる生計への移行を確保するための援助を行うなど富裕国には人間開発に向けた十分な配慮が求められる。

紛争が起こる恐れのある国にとって、政治的なリーダーシップは状況を変えるための必要条件となるが、十分条件ではない。富裕国の政府もまた、リーダーシップを発揮する必要がある。(p. 30)

国連事務総長報告書『より大きな自由を求めて』が論じているように、テロリズムの脅威に対する軍事行動の問題にとどまらず、貧困や社会崩壊、そして内戦がグローバルな安全保障に対する脅威の中核的要素であるという認識に基づき、集団的安全保障の枠組みを再構築することが、緊急に求められている。(p. 32)

紛争は現在、地球上で人的被害をもたらす最たる原因の1つである。当事国である途上国のみならず、富裕国にとっても紛争地域はテロリズムの温床となり安全保障上の脅威である。貧困と武力紛争による負の連鎖を断ち切るためにも国際的な連帯や、紛争防止・および紛争からの復興に向けた富裕国によるより大規模で継続的かつ確実な支援が求められる。しかし昨年7月のグレンイーグルズ・サミットで小泉首相は今後5年で100億ドルの増額を表明したものの日本の平成18年度ODA予算は、7597億円(前年比▲3.4%)にとどまり、7年連続削減となっている。低所得の一国の紛争予防に成功すれば約540億ドルの費用損失を免れると推定され、これは世界のODA総額600億ドルと同程度と紛争予防は重点的に行われねばならない。

IV. 論点

1. 日本は主要な農作物には高い関税をかけ、国内での価格を高く維持して消費者に負担させることによって農業を保護している。例えばコメは490%の関税で国際価格の6倍もの価格が維持されている。市場を開放が求められる現状もあるが、今まで手厚く保護され競争力の低い日本の農家にとって途上国から安価な農作物を受け入れることは深刻な影響を及ぼすと考えられる。このような状況下で市場の開放は必要だと思いますか？
2. グローバル化は特に富裕国に、自国の国民と途上国の国民に一定の範囲においてある程度平等な環境を提供することを要請する。しかし日本の外国人労働者率は約1%とOECD加盟国の中でも最も低い国家の1つ。日本は人間開発の観点から、労働市場を開放して途上国の人々を一時的に受け入れるべきだろうか？
3. 財政的な取り組みのほかに、日本が紛争地域、紛争後の地域に対して行うことの出来る援助には何があるのだろうか？
4. 日本を含むドナー国は、より大規模で継続的な支援を求められている。MDGs では対GNI (国民総所得) 比 0.7% (約 310 億ドル≒3 兆 5000 億円:1\$=¥115 換算) の支援が公約されているが、現在日本は目標の3割弱しか達成出来ていない。一方、国と地方の長期債務が国内総生産(GDP)の1.5倍にもなるという国家財政の危機的状況のなかでこの目標達成を目指すことは国民にとっても大きな負担であるともいえる。日本は国際的な人間開発のため、1度公約した目標を達成することは義務だと思いますか？

2006年7月1日(土) 20:46

途上国支援のために航空券に課す「国際連帯税」が1日、まず提唱国のフランスで導入された。すべての航空会社のフランス発の航空券に1~40ユーロ(約146~5840円)を課税、税収を感染症対策などに回す。英国や韓国も同種の制度導入を検討しているが、航空会社の反対もあって日米などは消極的だ。

フランスの課税額は、国内線と欧州域内(欧州連合25カ国+ノルウェーなど3カ国)線のエコノミークラスが1ユーロ、ビジネス、ファーストクラスが10ユーロ。それ以外の国際線にはそれぞれ4ユーロ、40ユーロを課税する。日本行きエコノミークラスは4ユーロ(約580円)高くなる計算だ。乗り継ぎでフランスの空港を経由する客(滞在12時間以内)には課税しない。

年約2億ユーロ(292億円)と見込まれる税収は主に途上国の感染症予防や治療に役立てる。仏政府は、薬剤を大量購入して効率的に分配する仕組みを整えることで、メーカーに生産増や値下げを促せるとしている。

連帯税の正当性について、仏政府は(1)航空市場はグローバリゼーションの恩恵で年5%成長を続けており、少額の課税には耐えられる(2)途上国の航空旅客は少なく、経済力がある層に広く浅く課税できる(3)仕組みが単純明快で、全航空会社が対象なので自由競争もゆがめない——と主張する。

仏の連帯税収入(年2億ユーロ)だけでもエイズウイルス感染者130万人の治療が可能になる、という。6月28日に記者会見したドストブラジ仏外相は「事態は、地球規模の薬局が必要なところまできている」と述べた。

国際連帯税の導入を表明しているのは17カ国。ブラジル、ノルウェー、チリ、韓国は今秋にも導入する予定という。ただ、17カ国には受益国、それも旧仏植民地が多く含まれ、主要国への広がりを欠く。仏政府は7月の主要国首脳会議(サンクトペテルブルク・サミット)で、日本などの参加を改めて促す方針だが、最大の航空市場を抱える米国は反対。日本でも、燃料高や集客競争に直面する航空大手が反対し、税の元締である財務省も冷ややかだ。

◇

●「国際連帯税」の導入表明国(仏政府調べ)

フランス、ブラジル、ノルウェー、チリ、韓国、英国、キプロス、コンゴ、コートジボワール、ガボン、ヨルダン、ルクセンブルク、マダガスカル、モーリシャス、ニカラグア、マリ、カンボジア